

注1：回答の内容は令和5年10月現在での検討内容を踏まえたものであり、回答内容どおりに変更とならない場合がありますので、ご了承ください。

注2：インフォメーションパッケージ（守秘義務資料）に関する質問回答事項については、別途各社宛てにメールにて回答させていただきます。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答案（公表用）
1	実施方針(案)	3	2.1 (6) a)	事業範囲のうち、再委託を禁止する予定の業務はございますでしょうか。	再委託を禁止する予定の業務については、現在検討中です。詳細については、募集要項等にてお示いたします。
2	実施方針(案)	3	2.1.(6)事業範囲	新バスターミナルは5-1と5-2がありますが、5-2は別事業となるのでしょうか。	別事業となります。
3	実施方針(案)	4	工事区分表	B工事は今のところ予想されていないでよろしいでしょうか。	運営事業者から提案があった場合、協議により実施する場合があります。
4	実施方針(案)	4	表1 工事区分表	B工事について設計・施工をコンセッション事業者が行うことは不可能となっておりますが指定を受けた場合可能なのかご教示願います。	実施方針P4の「図2 工事区分概念図」のとおり、再開発組合の指定業者が整備することを想定しています。
5	実施方針(案)	4	2.1(6) 事業範囲	開業準備業務の範囲として、「運営権設定対象となる国有財産のうち民間実施対象としている部分の初期整備」が含まれているが、この対象物は事業者による施工後に所有権を国に移転するという理解でよいか。 また、現時点で対象物件についての想定があればご教示いただきたい。	所有権を国に移転するかについては、現在検討中です。詳細については、募集要項等にてお示いたします。
6	実施方針(案)	4	2.1.(6)事業範囲a)②	自動販売機の想定台数とコインロッカーの想定区画数（もしくは面積等の規模感）をご教示頂けますでしょうか。	自動販売機の設置想定箇所については、募集要項等にてお示いたします。なお、コインロッカーについて事業範囲内での設置は想定しておりません。 なお、運営事業者から提案があった場合、協議により実施する場合があります。
7	実施方針(案)	4	2.1.(6)事業範囲a)②	「警備の責任者」「警備員」「乗客整理員」「横断歩道安全確保警備員」「窓口案内スタッフ」についてはSPC社内に所属せず、外注事業者として委託・設置でよろしいでしょうか。	詳細については、募集要項等にてお示いたします。
8	実施方針(案)	4	2.1.(6)事業範囲a)②	利便施設の内装工事について、入居テナントが自らの負担により実施することは可能でしょうか。	可能です。
9	実施方針(案)	5	2.1 (6) a)③本施設の運営業務	危機管理対応業務のうち「大雪等によるJR運休時の対応」として、要求水準書（案）においてどのような内容を定める想定かご教示ください。	JR運休時には、新千歳空港までの臨時バス等が運行されることから、バスの確保・使用等についてJR及びバス会社との調整が必要なほか、バス利用者対応が必要となります。詳細は要求水準書において示します。
10	実施方針(案)	5	2.1 (6) a)③本施設の運営業務	危機管理対応業務のうち、P27に記載の災害応急対策としての国からの費用負担の対象となる業務はありますか。	危機管理対応業務については、運営事業者による費用負担となります。ただし、不可抗力によって本事業の一部又は全部が実施出来なかった場合に限り、リスク分担表 9 不可抗力リスクに記載の対応を想定しています。
11	実施方針(案)	5	②植栽維持管理業務	本施設は再開発ビル1階・2階・3階屋内と認識していますが、外構等植栽の維持管理業務も含まれるのでしょうか。	植栽維持管理業務については、2階の待合空間を想定しています。なお、外構の植栽は共用部のため、含まれません。

注1：回答の内容は令和5年10月現在での検討内容を踏まえたものであり、回答内容どおりに変更とならない場合がありますので、ご了承ください。

注2：インフォメーションパッケージ（守秘義務資料）に関する質問回答事項については、別途各社宛てにメールにて回答させていただきます。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答案（公表用）
12	実施方針(案)	5	(6)a③本施設の運営業務	「これまで札幌駅ではバス事業者が行っていた業務についても…事業者側で実施を想定」と記載がございます。現在業務を担っているバス事業者が構成員になる事や、事業者が運営業務を行うに際し、これらバス事業者へヒアリング等接触を行う事に対し、制約等ございますでしょうか。	バス事業者へのヒアリング等、接触を行うことに対する制約はございません。
13	実施方針(案)	5	(6)a③危機管理対応業務	危機管理対応業務への対応の為、SPC職員の常駐や近隣地域に職員を配置させる必要がある等、人員体制についてご想定あればご教示願います。	国が必要と考える箇所には人を配置することを検討しております。詳細については、公表時の要求水準書でお示しいたします。
14	実施方針(案)	5	(6)a③利便施設と連携した食事や物資の提供	「利便施設と連携した食事や物資の提供」とありますが、これは利便施設内に非常用食料を備蓄しておくのではなく、利便施設内の通常在庫品の範囲で提供するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	実施方針(案)	5	2.1(6) 事業範囲	一部の運営業務（チケットの発券・案内、北海道内の観光・文化情報の発信）、荷物預かり業務について、サービスの内容や水準について、現時点の想定があればご教示いただきたい。	現在検討中です。
16	実施方針(案)	5	2.1(6) 事業範囲	利用者対応業務（チケットの発券・案内、北海道内の観光・文化情報の発信等）、荷物預かり業務を実施するためのバス運行事業者との協議調整について、事業者が調整を行うか、国で調整した後の条件が事業者に提示されるか、想定があればご教示いただきたい。	利用者対応業務及び荷物預かり業務に関する基本条件設定については、国がバス運行事業者と事前調整を行い設定する予定です。詳細については、公表時の要求水準書でお示しいたします。
17	実施方針(案)	5	2.1(6) 事業範囲	国が行う大規模修繕等により、利便増進事業の対象となる飲食物販店舗の営業に影響を与える場合に、その損失補償はなされるという理解でよいか。	国が実施する大規模修繕等は、利便増進事業の営業に影響を与えずに実施することを想定しています。ただし、影響がある場合には運営事業者と損失補償について、協議いたします。
18	実施方針(案)	5	2.1(6) 事業範囲	「③本施設の運営業務」、「④地域交通ネットワークの最適化業務」について、事業者に対して期待する役割や施策に関する具体的な想定があればご教示いただきたい。	公表時に示す要求水準書の内容以外については運営事業者の提案を求めることを想定しています。
19	実施方針(案)	5	2.1.(6)事業範囲a)③	SPCが直接行う必要がある業務（委託が出来ない・構成企業が自ら行わなければならない業務）として想定されているものはありますか。	詳細については、募集要項等にてお示しいたします。
20	実施方針(案)	5	2.1.(6)事業範囲a)③	新規路線の誘致業務は項目にありませんが、バース数の規模上、誘致は難しい計画でしょうか。	バス便の移行調整業務により新規路線の誘致の可能性をご判断ください。
21	実施方針(案)	5	2.1.(6)事業範囲a)③	危機管理対応業務の中に道路管理者（国）や札幌市、西2バスタ、管理組合との連携とありますが（・1項目）、想定は協議会設置を想定してますでしょうか。また協議会であれば会の頻度はどのくらいを想定していますでしょうか。	協議会の設置および会の頻度については現在検討中です。詳細については、募集要項等にてお示しいたします。
22	実施方針(案)	5	2.1.(6)事業範囲a)③	再開発ピルの管理組合への参加とありますが、組合員として参加する打ち合わせ頻度をご教示頂けませんでしょうか。	打ち合わせ頻度、内容等についての詳細は現在検討中です。

注1：回答の内容は令和5年10月現在での検討内容を踏まえたものであり、回答内容どおりに変更とならない場合がありますので、ご了承ください。

注2：インフォメーションパッケージ（守秘義務資料）に関する質問回答事項については、別途各社宛てにメールにて回答させていただきます。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答案（公表用）
23	実施方針(案)	6	2.1 (6) b)利便増進事業	利便性増進事業として、テナントに対する施設貸与業務がございますが、2階、3階の事業範囲外においても店舗が入ることが想定されていることと思います。効果的な事業提案を行うため、事業範囲外における入居予定店舗等、再開発ビルに関する情報についても競争的対話の実施期間にご提示いただくことは可能でしょうか。	事業範囲外の情報については、再開発組合から公表されている情報以外、ご提供できるものはありません。
24	実施方針(案)	6	地域交通ネットワーク最適化業務	モビリティ・ハブの整備やモビリティスポットの設置等の取組、MaaS等デジタル技術については、バスターミナル事業者負担とお考えでしょうか。	ご認識のとおりです。
25	実施方針(案)	6	b)利便増進事業の占用料	「占用料（公共貢献による減免を想定）」とありますが、現状想定されている具体的な占用料をご教示願います（0円を想定等）。	占用料については検討中です。詳細については、募集要項等にてお示しいたします。
26	実施方針(案)	6	2.1.(6)事業範囲a)③	バス乗り場、バス停の停留料金や使用料について事前にバス事業者の意見聴取されていますでしょうか。もしされていればその内容を公募前に開示頂けますでしょうか。	バス事業者との協議は行っており、今後も継続協議を行っていく予定です。個別の協議内容を開示することは考えておりません。
27	実施方針(案)	6	2.1.(6)事業範囲a)④	デジタル技術活用の新たなモビリティとは場所（停留所）は図面上のどのあたりに設置予定でしょうか。	新たなモビリティの場所（停留所）は設定しておりません。運営事業者の提案を踏まえ、関係機関と協議することを想定しています。
28	実施方針(案)	6	2.1.(6)事業範囲a)④	人流データの取得とありますが、想定はバスターミナル利用者のみを想定してますでしょうか。（バスターミナル外を含めた広域を想定されているか）	ご認識のとおりです。
29	実施方針(案)	6	2.1.(6)事業範囲a)④	新たなモビリティの設置はSPCが行う想定か、またはSPC外・官側にて行う想定でしょうか。	実施主体については、運営事業者の提案を踏まえ、関係機関と協議により決定することを想定しています。
30	実施方針(案)	6	2.1.(6)事業範囲a)④	札幌駅周辺における回遊性向上に向けたエリアマネジメントにおいて中核組織を設置する想定でしょうか。	検討・協議するための組織体の設置を想定しておりますが、現在検討中です。
31	実施方針(案)	6	2.1.(6)事業範囲b)	利便増進施設において国に支払う占有料の想定をご教示頂けますでしょうか。（占有料の算出方法、面積当たりの単価、期間あたりの単価等）	占用料については検討中です。詳細については、募集要項等にてお示しいたします。
32	実施方針(案)	6	2.1.(6)事業範囲b)	テナント計画において再開発事業者からの意見聴取は行っていますでしょうか。また、行っていたら公募前に開示頂けますでしょうか。	事業範囲内におけるテナント計画については、再開発組合と事前調整しております。ただし、事業範囲外の情報については、再開発組合から公表されている情報以外、ご提供できるものはありません。
33	実施方針(案)	6	2.1.(6)事業範囲b)	占有料について公共貢献による減免とありますが、具体的にどのような内容を想定されていますでしょうか。	NO.31の回答をご参照ください。

注1：回答の内容は令和5年10月現在での検討内容を踏まえたものであり、回答内容どおりに変更とならない場合がありますので、ご了承ください。

注2：インフォメーションパッケージ（守秘義務資料）に関する質問回答事項については、別途各社宛てにメールにて回答させていただきます。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答案（公表用）
34	実施方針(案)	6	2.1.(6)事業範囲b)	<p>利便増進施設において国に支払う占有料の想定を公募前にご教示頂けますでしょうか。</p> <p>（先般実施方針が公表された、四日市バスターミナルについては占有料が0円という事例もある為、利便増進施設の収益安定化の為に減免後、お支払いする占有料は最小限として頂けると幸いです。）</p> <p><a href="https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/route1_bus_uneijigyo/data/230907_shiryu04.pdf">https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/route1_bus_uneijigyo/data/230907_shiryu04.pdf</a></p> <p>(No.6回答参照)</p>	NO.31の回答をご参照ください。
35	実施方針(案)	7	(7) 事業期間	<p>運営・維持管理期間の延長については規定されていますが、事業期間終了後の原状復旧行為等の条件についての規定がありませんが、想定あればご教示願います。</p>	ご質問の点については、現在検討中です。詳細については、募集要項等にてお示しいたします。
36	実施方針(案)	7	2.1(7) 事業期間	<p>「国による運営権存続期間の延長」について、実施方針（案）に「国は、実施契約に定める事由が生じた場合、運営・維持管理期間の延長を申し出ることができる。」とあるが、実施契約に定める事由の想定があればご教示いただきたい。</p>	NO.35の回答をご参照ください。
37	実施方針(案)	7	2.1.(7)事業期間a)	<p>運営権存続期間は30年間とされていますが、不安定な社会情勢、物価変動、人件費の高騰などを鑑み、契約期間中の実施契約見直しなど想定されていますでしょうか。（5年毎など）</p>	公共交通の安定的な運用を想定し、事業期間は30年間と設定しており、原則として契約の変更は想定していませんが、運営事業者に著しく不利とならないように、実施方針（案）のリスク分担に基づいた契約となるよう現在検討中です。詳細については、募集要項等にてお示しいたします。
38	実施方針(案)	8	2.1 (9) b)維持管理に係る費用負担	<p>大規模修繕費用は国負担と理解しておりますが、大規模修繕の実施時期や実施範囲は、事業者の意見を踏まえ、国と事業者との協議の上決定されると考えてよろしいでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。詳細については、募集要項等にてお示しいたします。
39	実施方針(案)	8	c)再開発ビルに係る管理費	<p>再開発ビルに係る管理費は事業者負担となっておりますが、現状想定されている管理費をご教示願います。</p>	管理組合が未設立のため、契約および協定等は未締結であり、現時点では金額を提示することはできません。
40	実施方針(案)	8	2.1(9) 費用負担	<p>運営に係る費用負担について、「事業者が設置・保有する運営業務に必要な施設・設備の占用料（公共貢献による減免を想定）を毎年度、国に納付するものとする。」とあるが、運営権設定対象施設に設置する運営業務に係る民間施設・設備にも占用料が発生するという理解でよいか。</p>	運営権設定対象施設については占用料は発生いたしません。
41	実施方針(案)	8	2.1.(9)費用負担c)	<p>管理費の負担については所有者である国にて行う想定でしょうか。</p>	管理費の負担については実施方針（案）P8に記載の通りです。
42	実施方針(案)	9	2.1 (12) b)非運営権施設に係る更新投資の取扱い	<p>事業者の保有資産となる更新投資について、事業終了時に残存価値がある場合、簿価等で国による買取は可能でしょうか。</p>	事業終了時の残存簿価での買取の可否については、現在検討中です。詳細については、募集要項等にてお示しいたします。
43	実施方針(案)	9	2.1(10) 利用料金の設定及び収受	<p>利用者対応業務（チケットの発券・案内、北海道内の観光・文化情報の発信等）、荷物預かり業務等の代行業務の利用料金や代行手数料を収受することは可能か。またその収受に関するルールについては、国より条件が提示されるという理解でよいか。</p>	荷物預かり業務等の代行業務の利用料金や代行手数料を収受することは可能です。収受に関するルールについては、現在検討中です。詳細については、公表時の要求水準書でお示しいたします。

注1：回答の内容は令和5年10月現在での検討内容を踏まえたものであり、回答内容どおりに変更とならない場合がありますので、ご了承ください。

注2：インフォメーションパッケージ（守秘義務資料）に関する質問回答事項については、別途各社宛てにメールにて回答させていただきます。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答案（公表用）
44	実施方針(案)	9	2.1(10) 利用料金の設定及び収受	停留料金の設定に関するバス運行事業者との調整における、国、札幌市及び事業者の役割分担について、現時点の想定があればご教示いただきたい。	札幌市は事業計画P43に示すとおり、5-1街区と5-2街区のバスターミナルの総合調整役となります。 5-1街区（都市間バス）については、バス事業者、運営事業者及び国等の関係機関等による会議体を設けることを想定しています。
45	実施方針(案)	9	2.1(10) 利用料金の設定及び収受	利用者対応業務の内容・範囲や運行路線等の拡大・縮小に係るバス運行事業者との調整、交渉における、国、札幌市及び事業者の役割分担について、現時点の想定があればご教示いただきたい。	NO.44の回答をご参照ください。
46	実施方針(案)	9	2.1(11) 特定車両停留施設に停留できる車両の種類	対象を「一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（路線バス等）」のみに限定した理由についてご教示いただきたい。北海道の特性（観光振興）を踏まえると、例えば、余剰枠を活用して、貸切バスの受入も考慮すべきではないか。	運営事業者から提案があれば一般貸切旅客自動車運送事業への範囲拡大等も検討します。
47	実施方針(案)	9	2.1(12) 更新投資の取扱い	実施方針（案）で定義されている更新投資と国が行う大規模修繕の対象物について、それぞれ該当するものをご教示いただきたい。	大規模修繕は設備の全面的な入れ替えや床・壁・天井の更新等、修繕の規模が大きいものを指します。なお、国が費用負担する大規模修繕の範囲については、現在検討中です。
48	実施方針(案)	9	2.1.(12) 運営権設定対象施設に係る更新投資の取扱いa)	追加投資の対象については、事業者の保有資産とするとありますが、事業期間終了時において、事業者にて追加投資した資産の取り扱いについては残存簿価での買取など協議することは可能でしょうか。	事業終了時の残存簿価での買取の可否については、現在検討中です。詳細については、募集要項等にてお示しいたします。
49	実施方針(案)	9	(11)特定車両停留施設に停留できる車両の種類	現在停留できる車両として「一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（路線バス等）」とありますが、「一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車（観光バス）」は停車できない理解でよろしいでしょうか。	NO.46の回答をご参照ください。
50	実施方針(案)	14	3.2 民間事業者の募集及び選定の手順に関する事項	SPCの設立は義務とお見受けするが、SPC設立に係る費用が必要になるため、設立を必須としない方が民間による提案の幅が広がると考えられる。そのため、SPCの設立は任意とすることは可能か。	本事業の公益性からは安定的な事業実施とそのモニタリングが必要であり、運営権を付与する対象の明確化等が求められることから、現時点ではSPCを設立することを想定しております。
51	実施方針(案)	15	3.3応募者の構成及び参加・資格要件に関する事項	再開発ビルの建設従事企業の事業参加に関する制約等がございましたらご教示願います。	ご質問の点については、現在検討中です。 詳細については、募集要項等にてお示しいたします。
52	実施方針(案)	15	3.3 応募者の構成及び参加・資格要件に関する事項	警備業法に基づく認定を有する維持管理業務に携わる企業は応募グループの構成員または協力企業である必要があるか。	ご質問の点については、現在検討中です。 詳細については、募集要項等にてお示しいたします。
53	実施方針(案)	16	3.3.(2)エ	国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納している者でないこと。との記載がありますが、確認書類として提出するのは納税証明書その1でしょうか。	確認書類として提出していただく書類は、現時点では納税証明書その3を想定しています。 詳細については、募集要項等にてお示しいたします。
54	実施方針(案)	16	3.3.(3)c)ア	運営を実施する者の要件として「バスターミナル」の運営実績を有する者であることとありますが、バスターミナルが入る複合ビルの管理や駐車場の管理、類似施設（空港管理）などは実績となりませんか。（先般、実施方針の公表された四日市バスターミナルでは参加間口を広げるため、運営業務の参加必須要件を一部訂正しています。） <a href="https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/route1_bus_uneijigyo/data/230907_shiryo04.pdf">https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/route1_bus_uneijigyo/data/230907_shiryo04.pdf</a> （回答No.39・No.40回答参照）	実施方針（案）P17に記載の通り、路線バス、高速路線バス又は貸切バスが利用するバスターミナルにおいて、旅客案内、車両誘導、情報提供を行っている運営実績を想定しています。

注1：回答の内容は令和5年10月現在での検討内容を踏まえたものであり、回答内容どおりに変更とならない場合がありますので、ご了承ください。

注2：インフォメーションパッケージ（守秘義務資料）に関する質問回答事項については、別途各社宛てにメールにて回答させていただきます。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答案（公表用）
55	実施方針(案)	16	3.3 (3) b)本施設の維持管理業務に携わる企業	ア 維持管理を実施するに当たって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること、とありますが、先行するバスターミナル運営等事業では当該要件が削除された事例も見受けられるところ、本事業ではどのような資格を求める想定かご教示ください。	ご質問の点については、現在検討中です。 詳細については、募集要項等にてお示しいたします。
56	実施方針(案)	16	バスターミナルの内容の運営実績	求められる要件の「バスターミナルの運営実績」について、詳細を教えてください。例えば、バスターミナルとは、営利目的の運営のため法的に認可を受けたバスターミナルをご想定でしょうか。	NO.54の回答をご参照ください。
57	実施方針(案)	16	b)ア 維持管理業務の必要資格	「維持管理業務を実施するに当たって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。」とありますが、具体的に想定されている必要な資格等ありましたらご教示願います。	NO.55の回答をご参照ください。
58	実施方針(案)	16	3.3.(3)c)イ	運営を実施する者の要件として「必要な資格（許可、登録、認定）有することとありますが、具体的にはどのような資格や認可が必要かご教示ください。 42同様先般、実施方針の公表された四日市バスターミナルでは参加間口を広げるため、参加資格・許可を一部訂正しています。 <a href="https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/route1_bus_uneijigyo/data/230907_shiryu04.pdf">https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/route1_bus_uneijigyo/data/230907_shiryu04.pdf</a> (回答No.44回答参照)	ご質問の点については、現在検討中です。 詳細については、募集要項等にてお示しいたします。
59	実施方針(案)	16	3.3 (3) c)本施設の運営業務に携わる企業	イ 運営業務を実施するに当たって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること、とありますが、先行するバスターミナル運営等事業では当該要件が削除された事例も見受けられるところ、本事業ではどのような資格を求める想定かご教示ください。	NO.58の回答をご参照ください。
60	実施方針(案)	16	b)イ 運営業務の必要資格	「運営業務を実施するに当たって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。」とありますが、具体的に想定されている必要な資格等ありましたらご教示願います。	NO.58の回答をご参照ください。
61	実施方針(案)	16	c)ア バスターミナルの運営実績	「路線バス、高速路線バス又は貸切バスが利用するバスターミナルにおいて・・・」とありますが、ここの「バスターミナル」とは自動車ターミナル法第2条第6項及び同条第4項に定義されたものという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
62	実施方針(案)	16	c)ア バスターミナルの運営実績	「路線バス、高速路線バス又は貸切バスが利用するバスターミナルにおいて・・・」とありますが、バスターミナルの規模等の要件はないという理解でよろしいでしょうか。	自動車ターミナル法第2条第6項及び同条第4項に定義に基づく、運営実績を想定しているため、バスターミナルの規模等の要件は設定しておりません。 詳細については、募集要項等にてお示しいたします。
63	実施方針(案)	16	c)ア バスターミナルの運営実績	「・・・旅客案内、車両誘導、情報提供を行っている運営実績とする。」とありますが、旅客案内・車両誘導・情報提供のいずれかを満たせば運営実績を有するとみなすとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の点については、現在検討中です。 詳細については、募集要項等にてお示しいたします。
64	実施方針(案)	27	別紙1 リスク分担表(10)	文章の一部が欠損しているものと見受けられます。もし、欠損されているのであれば修正の上、ご開示ください。	実施方針（案）を差し替えましたので、ご確認ください。
65	実施方針(案)	29	リスク分担表「23需要変動リスク」	「著しい変動により」とあるが、具体的に想定している状況をご教示頂けますでしょうか。	バスに代わる新たな移動手段の普及等、運営事業者の責に因らない需要の変動を想定しています。

注1：回答の内容は令和5年10月現在での検討内容を踏まえたものであり、回答内容どおりに変更とならない場合がありますので、ご了承ください。

注2：インフォメーションパッケージ（守秘義務資料）に関する質問回答事項については、別途各社宛てにメールにて回答させていただきます。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答案（公表用）
66	実施方針(案)	1-1	再開発事業の権利者	本再開発事業HP（ <a href="https://sapporo5152.jp/">https://sapporo5152.jp/</a> ）の事業概要において、権利者としてジェイ・アール北海道バス(株)様の記載があります。ジェイ・アール北海道バス(株)様が再開発組合権利者としてではなくひとつの企業として本ターミナル特定運営事業に何らかに関与されることがあるのかご教示願います（再開発組合が再開発ビル開業後に管理組合として本事業に関与することは理解しています）。	当部では把握しておりません。
67	実施方針(案)	1-1	管理規約について	管理規約・管理協定・実施契約等、本事業において生じる各種契約について、管理組合と国にて締結したものと、事業者と国にて締結したものの優先順位についてご教示願います。	当事者の異なる各種契約について優先劣後関係を定めることは予定していませんが、運営事業者が当事者となる特定の契約において、運営事業者が当事者とならない他の契約の規定を遵守することが必要となる場合には、当該特定の契約条項にその旨規定することとなります。
68	実施要項	5	3留意事項	今回、A社で質問書を提出しますが、後からコンソーシアムを組んでもよろしいでしょうか。	問題ございません。
69	その他			都市間バスの発着が、調べたところ5:35～23:35の様ですが、バスターミナルの営業時間は何時から何時を想定していますか。	集約便数と今後のダイヤ調整により、バスターミナルの営業時間を設定する必要がありますが、詳細は現在検討中です。
70	その他			感染症の蔓延等でバスが減便された場合の、事業者への補填や運営料の返金は想定していますか。	リスク分担表 9 不可抗力リスクに記載の通りの対応を想定しています。
71	その他		その他	この施設の水道光熱費は負担があるか。	新バスターミナル（5-1）で発生する水道光熱費については、運営事業者の負担で対応頂くこととなります。
72	その他		その他	早朝勤務のスタッフの為、宿直室、シャワールーム等を設置しても良いか。	運営事業者の判断において設置することは可能ですが、熱源、排水等の条件がある場合、再開発組合との協議が必要となります。
73	その他		事業収支	事業性の検討の上で、本事業に係る事業収支（想定）資料をご共有いただけますでしょうか。	現時点において、ご提供できる資料はございません。詳細については、公表時の要求水準書でお示いたします。
74	事業概要本編 （事業計画本編）	40	駅前防災拠点	災害等が夜間になった場合を考えて、宿直者を配置する必要がありますか。	運営事業者の判断で、検討頂くこととなります。